

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 奈良県内
- 三 測量の終了年月日 令和二年三月十三日